

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画主体	豊前市

豊前市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 豊前市役所農林水産課森林水産係
所在地 : 福岡県豊前市大字吉木955番地
電話番号 : 0979(82)1111
FAX番号 : 0979(83)2560
メールアドレス : suisan@city.buzen.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ・イノシシ・アライグマ・アナグマ・カラス・スズメ・ヒヨドリ・サル
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	福岡県豊前市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額(千円)	被害面積(a)
シカ	水稻	7,583	717
	麦類	418	186
	豆類	197	108
	穀類	270	135
	野菜	1,737	60
	いも類	74	5
	その他	486	3
	スギ(壮)	285	100
	スギ(幼)	13	10
イノシシ	稲	3,563	337
	麦類	11	6
	野菜	202	5
	果樹	2	1
アライグマ	いも類	15	1
	野菜	26	1
アナグマ	野菜	52	2
カラス	麦類	2	1
	果樹	52	2
	稲	315	30
スズメ	稲	841	86
	麦類	14	8
ヒヨドリ	野菜	143	6
	稲	21	2
	果樹	71	1
サル	-	-	-

(2) 被害の傾向

- ・シカの被害は、中山間地を中心として市内全域の農林産物全般に、年間を通じて発生している。
- ・イノシシについては、市内全域の主に水稲に被害が多く発生し、野菜類にも被害が発生している。
- ・アナグマについては、野菜類の被害が発生している。
- ・アライグマについては、野菜・いも類に被害が発生している。
- ・カラスについては、水稲・果樹・野菜の被害が発生している。
- ・ヒヨドリについても、水稲・果樹・野菜に被害が発生している。
- ・スズメは水稲・麦に被害が発生している。
- ・サルについては、市街地での目撃情報が多く寄せられており、果樹などの食べ物を捕食していたとの報告が多い。生活被害の発生も強く懸念される状況下であり、追い払いを実施している。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣名	指標	現状値(令和2年度)	目標値(令和6年度)
シカ	被害金額	11,063 千円	9,956 千円
	被害面積	1,324 a	1,191 a
イノシシ	被害金額	3,778 千円	3,400 千円
	被害面積	349 a	314 a
アライグマ	被害金額	41 千円	37 千円
	被害面積	2 a	1 a
アナグマ	被害金額	52 千円	46 千円
	被害面積	2 a	1 a
カラス	被害金額	369 千円	332 千円
	被害面積	33 a	29 a
スズメ	被害金額	855 千円	769 千円
	被害面積	94 a	84 a
ヒヨドリ	被害金額	235 千円	211 千円
	被害面積	9 a	8 a
サル	被害金額	- 千円	- 千円
	被害面積	- a	- a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>福岡県猟友会豊築支部猟友会との連携の基、有害鳥獣捕獲隊を設置し、銃器・わなによる捕獲活動を実施。</p> <p>捕獲したシカ・イノシシ・アナグマは、獣肉処理施設へ搬入できる個体は食肉加工し、それ以外は、従来どおり埋設、焼却処分又は捕獲員の自家消費で処理。また、鳥類は自家消費、埋設又は焼却処分。</p>	<p>有害鳥獣捕獲隊員の高齢化が進行し、捕獲活動の負担が増加しており、新規捕獲隊員の確保と捕獲の成果が上がるわな等資材の整備が課題となる。</p> <p>また、農林産物の被害軽減及び住民の安全を確保するための捕獲活動を地域住民に周知を実施し、捕獲に対するさらなる理解と協力を得る必要がある。</p> <p>捕獲した鳥獣の処分は従来どおり行うが、シカ・イノシシについては、食肉処理に利用可能な個体の確保が今後の課題。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>集落・ほ場単位等により、防護柵・のり網等を設置し、田畑・植林地への侵入防止対策を実施。</p> <p>また、設置後は定期的に巡回し管理を行う。</p>	<p>地形上、山林と農地が入り組んでおり、防護柵等の設置や緩衝帯の設置も困難。</p> <p>また、生活道路の閉鎖が出来ないため、道路からの侵入が課題。</p> <p>田畑への残飯捨てや農閑期でも柵を設置しておく等地域住民の理解と協力も必要。</p>
生息環境管理その他の取組		

(5) 今後の取組方針

- ・農地に繰り返し被害を加える個体の捕獲による数量調整と計画的な防護柵の設置による被害防止対策を推進するとともに、地域が一体となつての有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりの推進を図る。
- ・関係機関等と協力し、イノシシ・シカ等の生息環境の情報把握に努め、効果的な駆除方法や防護柵の設置を検討する。
- ・猟友会会員による捕獲を支援するとともに、狩猟者確保・育成に向けた講習会等を適宜開催し、有害鳥獣駆除活動の安定化に努める。
- ・防護柵の設置を推進するとともに、集落ぐるみの広域的な柵設置を啓発、支援する。
- ・地域懇談会やパンフレット配布等を通じて農業者に鳥獣被害対策に関する知識を普及するとともに、鳥獣を寄せ付けない環境づくりに向け、休耕地の解消や適切な里山管理、エサとなる地域内農産物残渣の撤去等の徹底を啓発する。

- ・ 耕作者自ら被害防止対策に対する認識を高める。
- ・ 有害鳥獣による農林水産物被害軽減を図るため、中津市鳥獣被害対策協議会、宇佐市鳥獣被害対策協議会、豊後高田市有害鳥獣被害防止対策協議会、行橋市鳥獣被害防止対策協議会、豊前市鳥獣被害防止対策協議会、苅田町、みやこ町鳥獣被害防止対策協議会、築上町及び上毛町鳥獣被害防止対策協議会の9市町の自治体または協議会による広域連携により、各関係機関が連携して、鳥獣被害防止策の設置、捕獲の担い手の育成・確保及び鳥獣捕獲体制の強化を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、福岡県猟友会豊築支部猟友会と連携し、有害鳥獣捕獲隊を設置し捕獲に当たる。

また、市職員及び市長が任命した民間人で構成する豊前市鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲及び捕獲支援を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	シカ・イノシシ ・アライグマ・ アナグマ・カラ ス・スズメ・ヒ ヨドリ・サル	・ 鳥獣の生息状況の把握に基づき、わなを設置し、捕獲による個体数調整に努め、農地に繰り返し出没する個体の捕獲を図る。
令和5年度		・ 大型・中型鳥獣には箱わな、くくりわなを推進する。 ・ 猟友会による捕獲体制を強化するとともに、狩猟者講習会等による技術の向上を推し進める。
令和6年度		・ 農業者等のわな猟免許取得を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数は福岡県が策定した「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「福岡県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（第7期）、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第6期）」を参考とし、被害軽減目標を達成するために適切な捕獲計画数の設定を行う。アライグマに関しては、外来生物法に基づき、防除実施計画を作成する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ	1600	1,600	1,600
イノシシ	600	600	600
アライグマ	210	400	420
アナグマ	120	120	120
カラス	50	50	50
スズメ	50	50	50
ヒヨドリ	300	300	300
サル	5	5	5

捕獲等の取組内容
<p>福岡県猟友会豊築支部猟友会と情報交換並びに協議を重ね、農作物被害が多発する春期と秋期を主に銃器やわなによる捕獲を実施するとともに、農業者からの被害報告並びに捕獲依頼があれば、適宜緊急捕獲を実施する。</p> <p>また、広域捕獲による、イノシシ、シカを対象とした一斉駆除期間を設けて、近隣市町や関係機関と連携した有害鳥獣捕獲に取り組む。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ・イノシシ	電気柵・ワイヤーメッシュ・金網フェンスの設置 5 km市内全域	電気柵・ワイヤーメッシュ・金網フェンスの設置 5 km市内全域	電気柵・ワイヤーメッシュ・金網フェンスの設置 5 km市内全域

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ・イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 各集落鳥獣被害対策協議会による維持管理 田の水管理時に巡回を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各集落鳥獣被害対策協議会による維持管理 田の水管理時に巡回を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各集落鳥獣被害対策協議会による維持管理 田の水管理時に巡回を実施

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

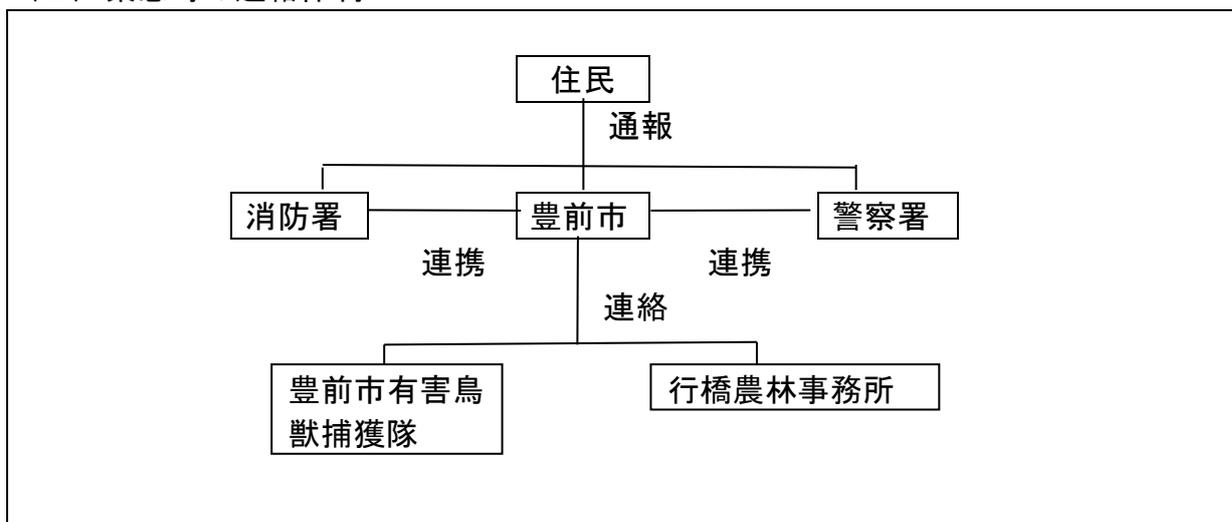
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	シカ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、パンフレット配布等を通じて、普及啓発活動に努め、地域で出来る住民参加の被害防止対策の確立と組織体制の整備を図るとともに、鳥獣被害防止に向けた知識と技術の習得を目指す。 サルについては、人間とサルの生活圏を学習させるために追い払いを行い、それでもなお、生活環境被害や農林水産物被害を引き起こす場合に、捕獲を実施する。
令和5年度	アナグマ アライグマ カラス スズメ	
令和6年度	ヒヨドリ サル	

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
豊前市農林水産課	情報の収集、関係機関への連絡・調整、対象鳥獣の捕獲
福岡県行橋農林事務所農山村振興課	情報の収集
福岡県警察豊前警察署	情報の収集、避難誘導、安全確保、捕獲の協力
京築広域圏消防本部	情報の収集、被害者の保護
豊前市有害鳥獣捕獲隊(猟友会)	情報の収集、対象鳥獣の捕獲

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ・シカ及びアナグマについては、獣肉処理加工施設を経由し食肉としての利活用及び加工品開発と販路拡大を行う。
- ・アナグマ、スズメ、ヒヨドリについては、適切な場所での埋設及び一部個体は食肉として自家消費を行う。
- ・アライグマ、カラス、サルについては、環境に配慮して適性に焼却や埋設処理をする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ及びシカについては、現在、直売所にて部位・加工品の販売を行っている。 また、飲食店にも部位・加工品を卸している。
ペットフード	犬用の鹿ジャーキーを販売中。
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の取組

- ・平成30年10月に獣肉処理施設を整備し、日最大で3頭、年間シカ400頭、イノシシ120頭を処理する。また、令和4年11月より、アナグマについても搬入を開始。
- ・運営に関しては、現在、最大4人で処理に当たる。
- ・剥皮後、電解水を使用し洗浄することで、食中毒菌をシャットアウトし、衛生的な熟成を可能とする。
- ・けん吊整備により、個体が直に床に触れるのを防ぐ。
- ・金属探知機にかけ、体内に残された銃弾のかけら等の異物の混入を防ぐ。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ有効活用の講習会等に積極的に参加する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	豊前市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
福岡京築農業協同組合	農業被害の情報収集、被害防止対策の普及啓発
豊前市農林水産課	協議会の連絡・調整
豊前市有害鳥獣捕獲隊（猟友会）	情報の提供、有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大分北部福岡東部鳥獣被害防止対策協議会	広域連携、情報交換、被害防止、有害鳥獣の捕獲
行橋農林事務所農山村振興課	情報収集・被害防止対策の相談
行橋農林事務所林業振興課	情報収集・被害防止対策の相談
行橋農林事務所京築普及指導センター	情報収集・被害防止対策の相談

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市役所職員及び市長が任命した民間人で鳥獣被害対策実施隊を編成。
(市職員12人、民間43人)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・住民からの被害報告を素早く受け、関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。
- ・農家自身による捕獲を進めるため、広報活動を展開し、捕獲体制の強化と担い手育成を図る。また、わな猟狩猟免許の取得や捕獲技術向上のための研修会への参加も推進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・被害防止の方法を地域に周知し、休耕地の開所や里山管理など地域の問題として地域が主体となって体制に取り組む意識改革を促す必要がある。
- ・鳥獣被害の広域化に対処するため、近接市町や関係機関との一層の連携を図る必要がある。